

1 目的

本事業は、介護サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所による仕事体験コース及び仕事見学コース（以下、両コースを総じて職場体験という。）の提供を通じて、次の事項を達成することを目的とする。

- (1) 介護の仕事に関心のある者が、業務に関する理解を深め、就職意欲を高めること
- (2) 介護の仕事への就労希望者が、適性や職場環境を知り、就職後のミスマッチを防止すること

2 事業内容

(1) 期間

申込受付期間 令和8年6月2日から令和8年12月26日まで

体験・見学実施期間 令和8年6月2日から令和9年2月27日まで

(2) 体験・見学内容

	仕事体験コース		仕事見学コース
種別	ヘルパー	ヘルパー以外の全種別	全種別
対象者 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー（高齢又は障がい）の仕事に就くことを検討中の方 ・ヘルパー（高齢又は障がい）の業務を詳しく知りたい方 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の仕事（高齢又は障がい）に就くことを検討中の方 ・介護（高齢又は障がい）の業務を詳しく知りたい方 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の仕事（高齢又は障がい）に興味のある方 ・介護（高齢又は障がい）について学びたい方 ・介護（高齢又は障がい）の仕事に就く前に色々な事業所を見たい方
資格	初任者研修を修了した者（申込時点で受講中であり修了見込の者を含む。）	不問	不問
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・現場の見学（利用者様の居宅等※2） ・補助的業務※3の体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・現場の見学（事業所等） ・補助的業務※3の体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・現場の見学
体験・見学事業所	受入事業所の中から1事業所を選択	受入事業所の中から最大6事業所を選択（1サービス種別あたり1事業所まで）	受入事業所の中から最大6か所を選択
日数 ※4	最長6日間	最長6日間	最長6日間
時間	1日あたり3時間程度	1日あたり8時間以内で受入事業所が設定	1日あたり4時間以内で受入事業所が設定
日当	1日あたり3,600円	なし	なし

※1 原則、中学生以下の方を除きます。

※2 ヘルパーの仕事体験コースについては、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居されている方へのサービス提供現場は本事業の対象となりません。

※3 ケアプラン、サービス等利用計画、その他各種サービスの計画における内容を体験者

が単独及び中心的に実施することはありません。

※4 各コースは重複可能です。それぞれのコースで6日間（合計で最長18日間）参加できます。

3 受入対象事業所

豊田市内で介護サービス、障がい福祉サービス又は障がい児通所支援を実施する事業所（豊田市内の事業所に限る。）

4 受入事業所の登録

（1）職場体験・見学の受入れを希望する事業所は、受入希望届（様式1）を事務局へ提出する。

（2）事務局は提出された受入希望届（様式1）を受理後、登録作業を行う。

（3）事務局は受入希望届（様式1）の提出を随時受け付ける。

5 職場体験・見学の申込

職場体験・見学希望者は、次のいずれかの方法により事務局へ申込みを行う。

（1）職場体験・見学申込書（様式2）の提出

（2）職場体験・見学申込フォームより申請

6 申込受付から体験・見学終了までの流れ

（1）事務局は、申込受付後、体験者と受入事業所のマッチング及び日程調整を行う。

（2）事務局は、マッチング及び日程調整終了後、体験・見学者及び受入事業所に対し、職場体験・見学の実施決定についてお知らせを行う。なお、日程調整終了後（2回目以降）に日程の変更、キャンセルになった場合は体験・見学者と受入事業所で直接連絡を取り合い調整を行う。また、受入事業所は、受入希望届（様式1）によって申し出ることにより、実施決定前に体験・見学者と事前面談を行うことができる。

（3）受入事業所は、職場体験・見学の実施までに自事業所のサービス利用者の同意を得ること。

（4）体験・見学者は、体験・見学レポート（様式3）を作成し、職場体験・見学終了後に受入事業所へ提出する（複数回体験予定であっても毎回作成し都度提出する。）。

（5）受入事業所は、受領した体験・見学レポート（様式3）に必要事項を記入し事務局へ提出する。

（6）事務局は、体験・見学レポート（様式3）を受入事業所から受領する。その後、体験者に日当が発生する場合は、体験者へ日当を支払う。

7 その他留意点

（1）個人情報の取扱いについて

①本事業における個人情報の取扱いは、豊田市の定める豊田市個人情報保護法施行条例、豊田市情報セキュリティ基本方針及び関係する諸規程に基づき適正に管理するものとする。

②体験・見学者が体験・見学中に知り得た情報の取扱いについては、本事業の誓約（職場体験・見学申込書（様式2）又は職場体験・見学申込フォーム内）のほか、必要に応じて受入事業所が求める誓約書等による。

(2) 感染症等の感染防止対策について

①受入事業所は、体験・見学者に対し、マスクの着用、手洗い・うがい等の基本的な感染防止対策を求めることができ、体験・見学者が求めに応じない場合は職場体験・見学を中止することができる。

②受入事業所は、感染症等の感染防止に必要な範囲で、事前に体験・見学者本人や家族等の健康状態等に関する確認をすることができ、感染リスクが認められる場合は職場体験・見学を中止できる。

③受入事業所が体験・見学者に対して検便や健康診断等を求める場合は、受入希望届（様式1）にて事前に事務局へ申し出たうえで、職場体験・見学の実施決定時に直接体験者に求めなければならない。また、体験・見学者の費用負担がなるべく少なくなるよう、必要最小限の検査とする。

(3) 中止及び日程振替について

①受入事業所は、(2)の②に該当する場合のほか、天災等やむを得ない事情で体験予定日に受入れができなくなった場合は、速やかに事務局へ報告するとともに体験・見学者と調整のうえ振替を行う。

②受入事業所及び事務局は、体験・見学者の身なりや態度が著しく不適あるいは意思の疎通が難しい等、体験の実施が困難と判断できる場合に、協議のうえ体験を中止することができる。

(4) 受入事業所と体験・見学者の関係性について

①受入事業所と体験・見学者は使用従属関係にないことから、受入事業所は、体験・見学者に対する指揮命令権を有さず、体験の範疇を超えた法令上労働となり得る指示をすることができない。

②受入事業所は、①に反さない範囲において、体験・見学者に対して、職場体験・見学の遂行上必要な指示をすることができる。

③受入事業所は、体験・見学者が②による指示に従わず、職場体験の安全かつ円滑な遂行に支障があると判断できる場合、職場体験・見学を中断することができる。

(5) 事故発生時の対応について

体験・見学中のケガ、または体験者の過失によって利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、本事業において事務局が加入している損害賠償責任保険の補償の範囲内で対応する。

職場体験・見学の心得

1 体験・見学内容

	仕事体験コース		仕事見学コース
種別	ヘルパー	ヘルパー以外の全種別	全種別
資格	初任者研修を修了した者（申込時点で受講中であり修了見込の者を含む。）	不問	不問
内容	・オリエンテーション ・現場の見学（利用者様の居宅等） ・補助的業務の体験	・オリエンテーション ・現場の見学（事業所等） ・補助的業務の体験	・オリエンテーション ・現場の見学
体験事業所	受入事業所の中から1事業所を選択	受入事業所の中から最大6事業所を選択（1サービス種別あたり1事業所まで）	受入事業所の中から最大6か所を選択
日数	最長6日間	最長6日間	最長6日間
時間	1日あたり3時間程度	1日あたり8時間以内で受入事業所が設定	1日あたり4時間以内で受入事業所が設定
日当	1日あたり3,600円	なし	なし

2 心構え

感謝の気持ちを持って臨みましょう。 職員や利用者の理解と協力で事業が成立しています。

3 個人情報管理

- (1) 利用者に関する個人情報は体験中及び体験終了後も絶対に外部に漏らしてはいけません。
- (2) 体験中も利用者様の意思の確認とプライバシーの尊重を心がけてください。
- (3) 体験者の個人情報は必要に応じて受入事業所に伝える場合があります。

4 身だしなみ

- (1) 動きやすく華美でない服装を心がけてください。また、アクセサリ類は外してください。

【不適切な例】

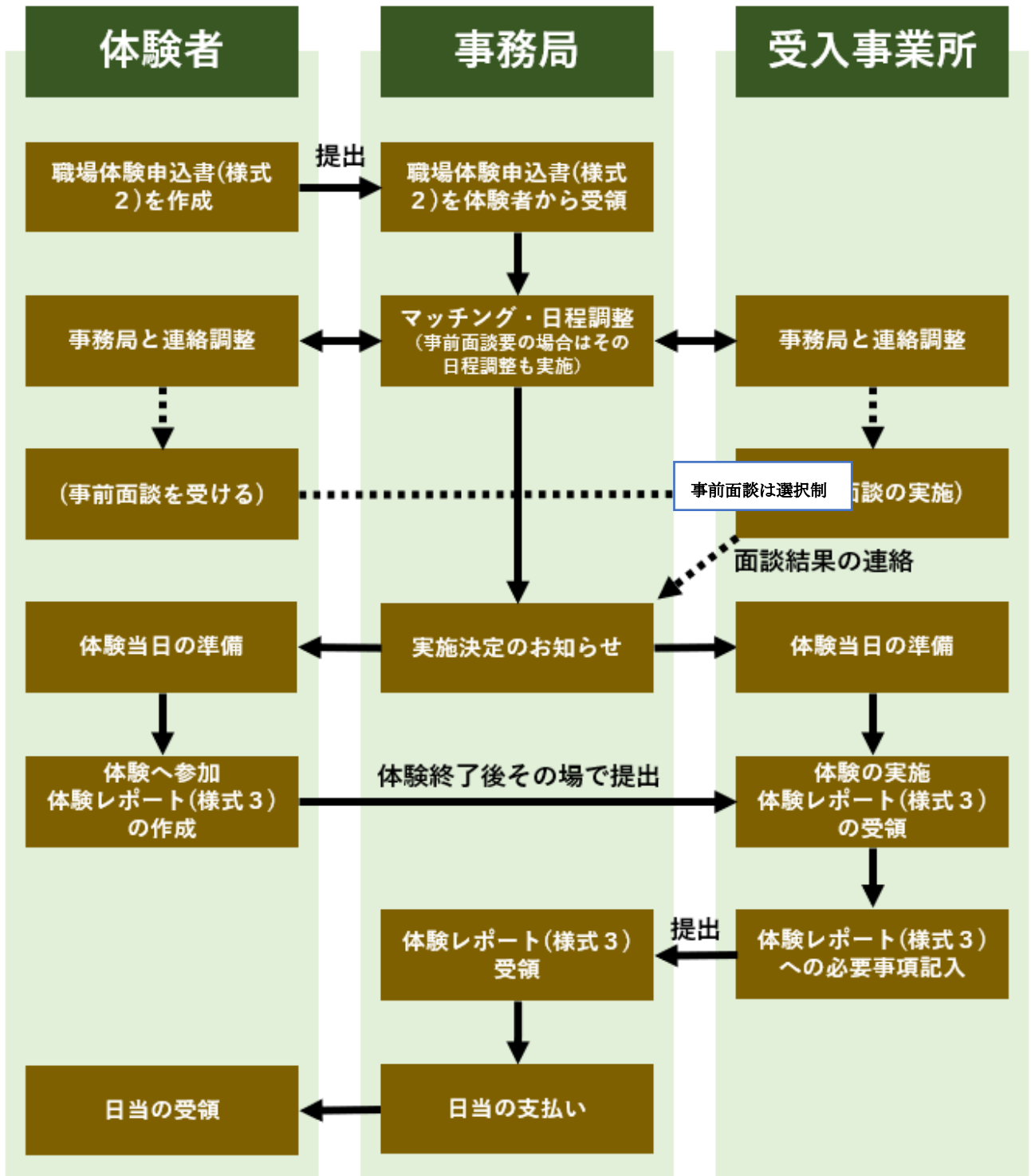
×露出の多い服装 ×サンダルやピンヒール等 ×指輪や時計 ×香水 ×長い爪
※髪が長い方は必ず束ねてください。

- (2) 清潔な身なりを心がけ、感染症対策を徹底してください。また、体験先職員から感染症対策に関する指示があった場合は、従ってください。

5 体験・見学当日の留意点

- (1) 職員の説明をよく聞いてください。困り事があっても自分で判断しないでください。
- (2) 不適切な言動のないようにしてください。場合により、体験・見学を中断する可能性があります。
- (3) 事故等の緊急時は、まず体験先職員の指示を仰ぎ、その後事務局にも連絡をしてください。
- (4) 体験当日にやむを得ず遅刻や欠席をする場合は、必ず体験先と事務局に連絡してください。

事務局連絡先：0565-31-1294



申込受付から体験・見学終了までの流れ